

社会教育主事及び公民館に関する 参考資料

社会教育主事制度の概要

社会教育主事制度

1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。

主な職務内容として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

(1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者

(2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者

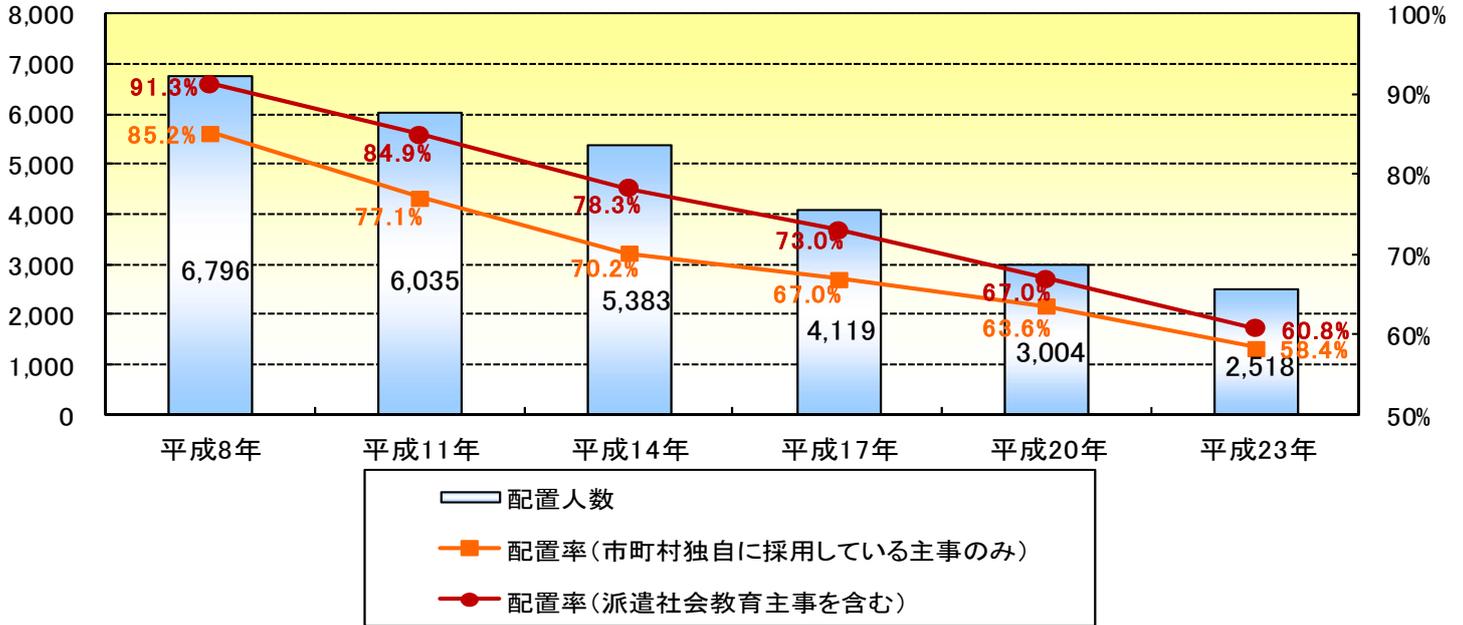
(3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者

(4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

社会教育主事の人数及び配置率の推移

市町村における社会教育主事の配置率は、市町村合併や自治体職員の合理化減等により、年々低下

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



(出典)社会教育調査

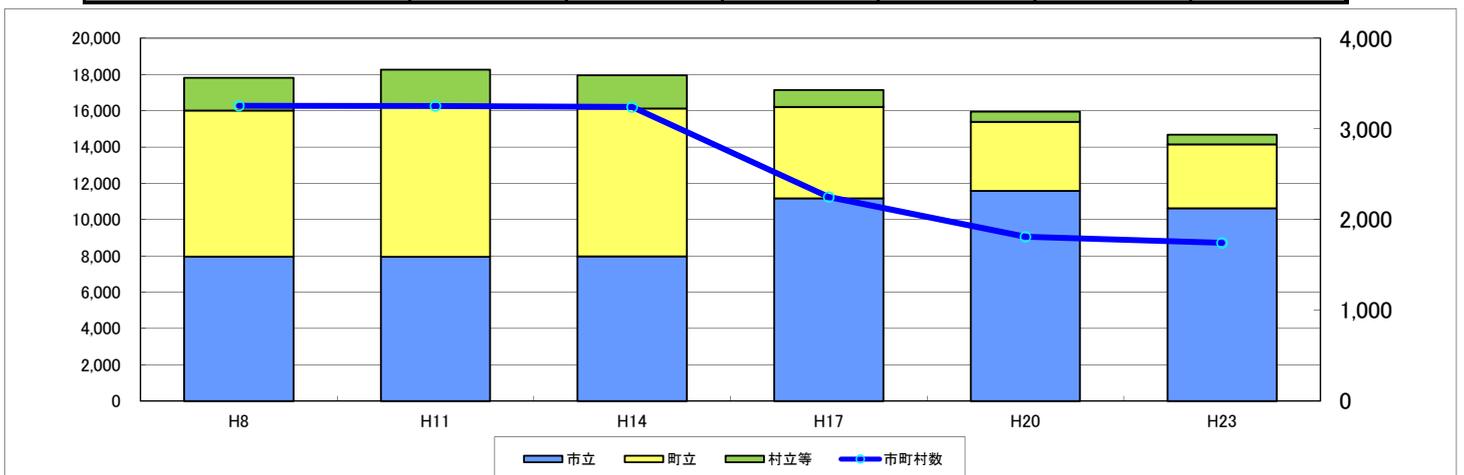
公民館の現状①

資料:H23社会教育調査

公民館数は、市町村合併に伴う統合や老朽化による廃止等により年々減少傾向にあり、平成23年度には、約14,700館となっている。

○公民館数の推移

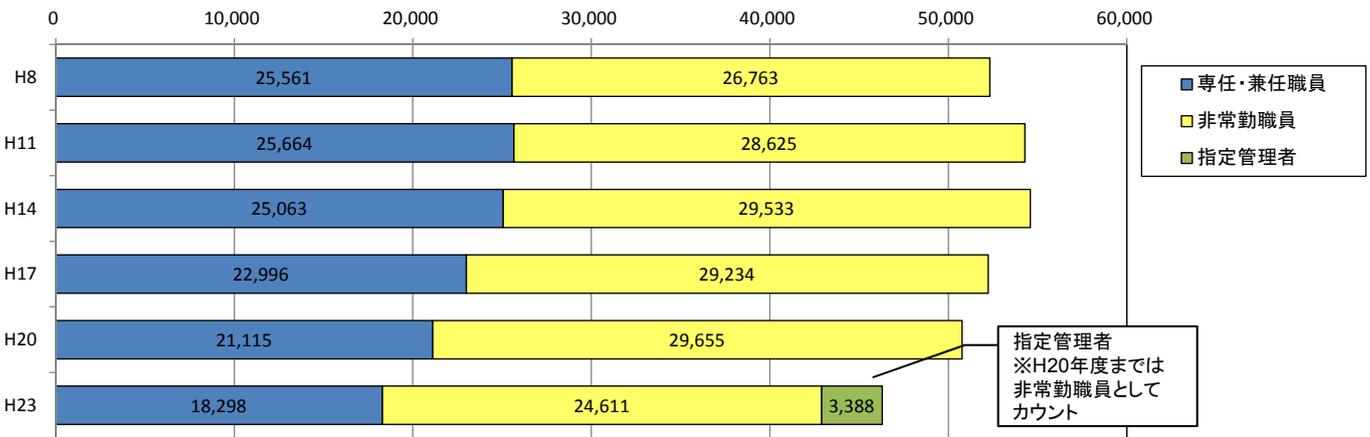
区分	H8	H11	H14	H17	H20	H23
市立	7,964	7,944	7,977	11,167	11,578	10,616
町立	8,049	8,383	8,144	5,046	3,807	3,532
村立等	1,806	1,930	1,826	930	558	526
合計	17,819	18,257	17,947	17,143	15,943	14,674
市町村数	3,255	3,252	3,241	2,248	1,810	1,743
うち公民館設置 市町村数	2,967	2,983	2,950	2,004	1,595	1,501
設置率	91.2%	91.7%	91.0%	89.1%	88.1%	86.1%



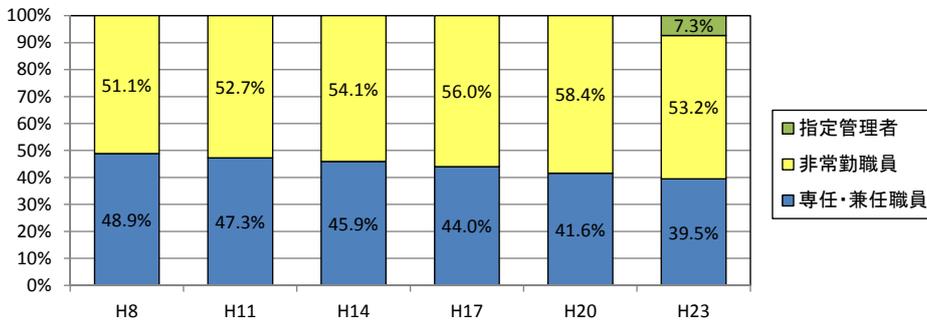
公民館の現状②

○職員数の推移

職員数及び専任職員の割合ともに、公民館数の減、市町村合併等による合理化等により年々減少傾向にあり、平成20年度には職員数約4万6千人、そのうち非常勤職員・指定管理者の割合は60.5%と年々増加している。また、1館当たりの平均職員数は約3.2人となっている。



○公民館非常勤職員等の割合



(資料)社会教育調査

地方分権と住民自治を進める中での社会教育の役割

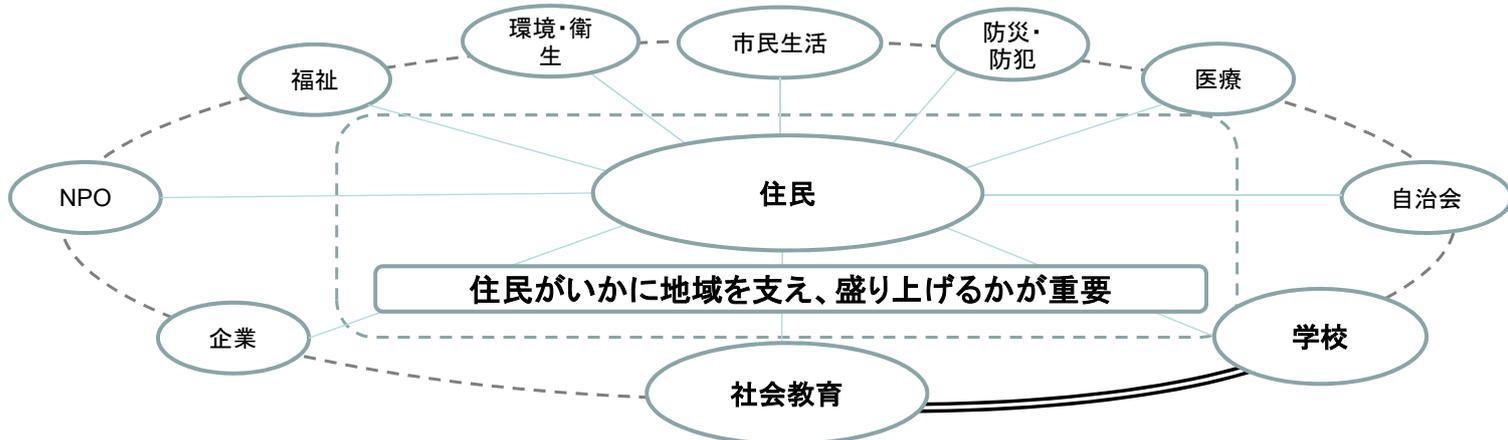
地域の現状

地域課題：少子化・高齢化、経済低迷等の社会的課題に起因する
解決困難な様々な地域的課題が存在
(地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援etc.)

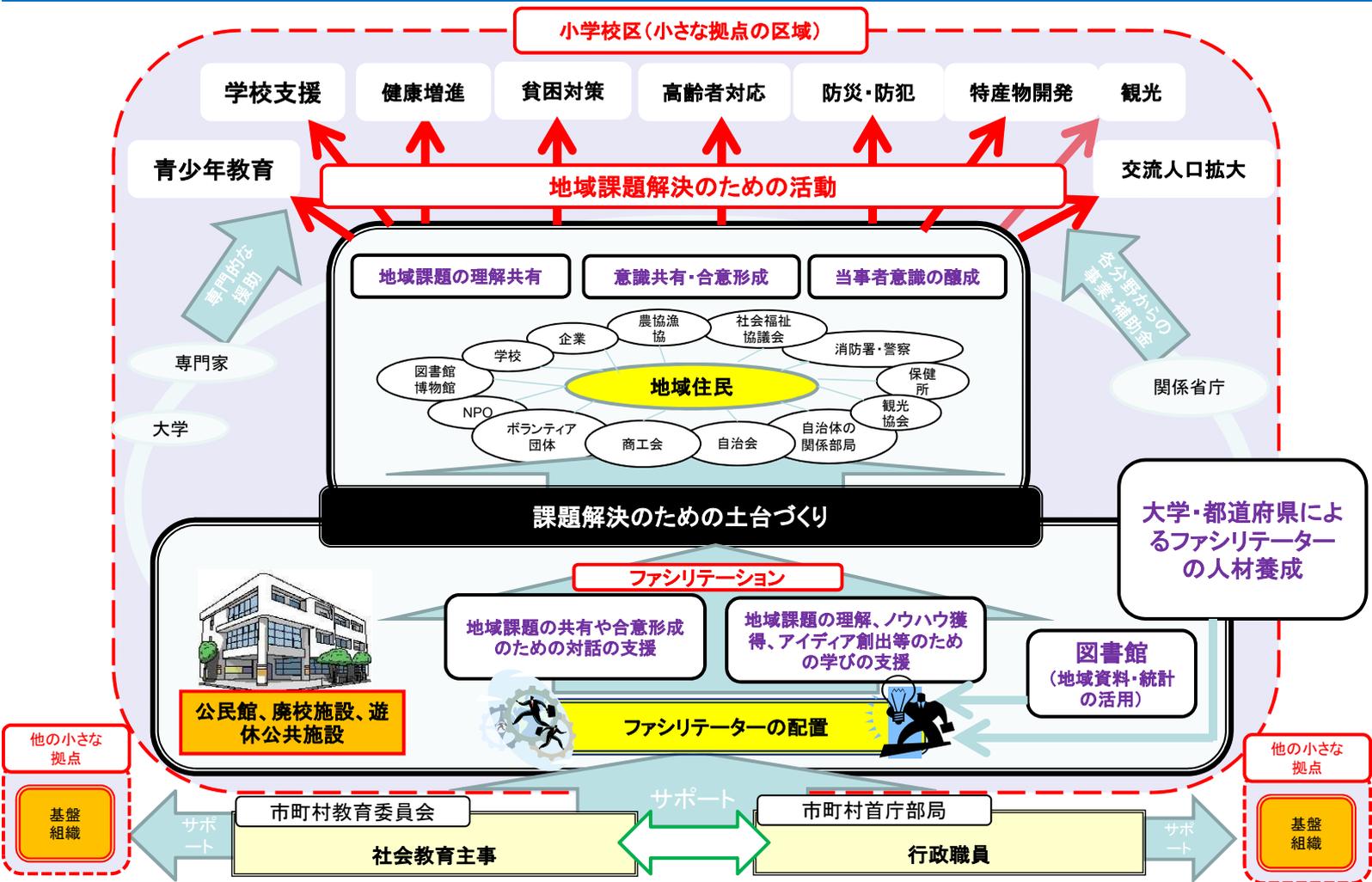
これらの課題に対し、様々な行政部局が各分野で対策を講じるが、複雑・複合化する課題、縮小する行政組織の中で、行政の特定分野のみの取組では効果が薄く、持続可能ではない。

目指すべき姿

住民と行政の協働による課題解決



- ・行政・住民協働による個々の課題解決の取り組みを進める中で、学び(知識、ノウハウ、アイデアetc.)が必要な部分や住民の意識・行動変容について、支援することが社会教育に求められる役割。
- ・その学びの支援のため、連携することが効果的な地域の関係主体、機関等とネットワークを結ぶ役割も必要。



公民館がまちづくりの中心となる事例 ～新居浜市泉川公民館の取組～

経緯・補助金減少、地域の環境悪化、社会教育関係団体の高齢化等により、地域の組織の再構築が必要になる
 ・地域の現状を知るため全戸対象アンケート調査を実施し、その結果を分析し、住民による熟議により地域課題を抽出

- 泉川地域の課題**
- 1 地域福祉の充実
 - 2 環境美化の推進
 - 3 安全・安心の確立
 - 4 健康づくり
 - 5 子供の育ちを支える

先進事例も参考にし、地域自ら課題を解決する「**地域主導型**」のまちづくりを目指し、**泉川まちづくり協議会**を設立

公民館とまちづくり協議会の関係

- 泉川まちづくり協議会**
- ・安全安心部会
 - ・環境美化部会
 - ・地域福祉部会
 - ・健康づくり部会
 - ・子ども支援部会
 - ・生涯学習部会
 - ・総務部会

泉川公民館

公民館の職員が中心となり、**まちづくり協議会の総合事務局としてコーディネート役を担っている。**

連携

市役所
地域
団体
消防団
NPO 等

まちづくり協議会 部会の主な取組

- **安全安心部会**では、児童と住民と一緒に安全マップを作成したり、児童と登下校の見守り隊と一緒に遠足に行くなど、子どもから高齢者まで安全と安心が確保できるよう取組を行った。また、防災訓練は消防団との連携で実施することが定着。
- **健康づくり部会・地域福祉部会**では、医療・介護費の削減を目指し、住民自身による意識調査やワークショップ、ウォーキングの実施など、大学とも連携して地域ぐるみで健康寿命の延伸に取り組んでいる。また、**健康づくり部会**では、食生活改善を目指した親子健康料理教室や健康増進のための「泉川健康体操」を自分達で作成し振付も行い、幅広く親しまれている。
- **生涯学習部会**は、各部会が地域課題を解決するために、地域住民に啓発したい内容を持ち寄り、それを企画に練り上げ、「泉川ふるさと塾」を開設し、学習と実践を繋ぐ役割を果たしている。
- **総務部会**は、自治会のブロック長と各部会長で構成し、情報共有と地域住民への周知を図っている。



評価と成果・・・地域の風土に明らかな変化が

「自分たちの地域は自分たちの力で」をみんなが口にするようになる。

- 1 子どもから高齢者までみんなで活動する機会が増えた。
- 2 受益者意識が薄れ、当事者意識が芽生え、膨らんできた。
- 3 子どもが地域で活躍し、学校支援地域本部も定着した。
- 4 タテ割り意識だけでなく、ネットワークのメリットが実感された。
- 5 前例踏襲だけでなく、新規創造へチャレンジが増えた。
- 6 学ぶことが実践に結び付き「知の循環型社会」へ展開中
- 7 同志の縁が増え、仲間との交流が拡大した。

住民主導の地域の課題解決、地域づくりの事例 ～秋田県北秋田市の取組～

(公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム取組事例)

市の現状：10年間に6,300人の人口減少(現人口約34,000人)、高齢化率：40%、若者の地域外への流出等、厳しい課題を抱える。



(課題解決のために目指す成果)
地域を元気づけるために、市民による自発的取組の促進
「おらほの地域応援し隊」の結成 = 地域人材の育成

主な取組

課題解決のため、**公民館**が関係者、機関と連携しながら、取組の企画・立案、学習機会の提供、取組のコーディネートを実施。

テーマ：まちづくり×人づくり

① **まちづくりシンポジウムや市民によるワークショップ、講演会・講座の開催など多様な学習機会を提供**(きたあきた「まちづくりカレッジ」、ふるさとの未来・再考！フォーラム 等)
→ 内陸線存続問題、人口減少、地域の活性化等の課題に対し、小・中・高・大学生・一般が連携して取組む仕組みの構築
→ 若者を中心とした地域活動グループ「北秋田体験まるごと会議」が発足し、活動スタート
→ 市のCMを制作し、秋田県で大賞を獲得。行政(市商工観光課)とも連携し若者による活動の成果が生まれる。

② **若者の定住化策として若手農家のイメージアップ、生産物のブランド化(トラ男米)**
→ 若手農家集団代表による講演の開催、全国への情報発信
→ ふるさとへ根ざす若者による新ビジネス・起業の推進や、仲間づくり(ネットワーク)による地域活動の拡大



【取組のために連携した機関等】
JA、商工会、民間企業、個人経営者、県地域振興局

テーマ：高校生・若者×地域づくり

③ **秋田北鷹高校生による地元特産品を使った商品開発プロジェクト**：開発商品「しょうゆバター餅」、「比内地鶏とししとうカレー」、「北秋田コロッケ」
→ 市民参加の試食会やフォーラムでの研究発表、小学校との調理実習との連携など、幅広く市民の意見を取り入れるための仕掛けにより開発し、全国コンクールで準優勝
→ 高校生の社会貢献活動をおとした「地域経済活性化モデル」の構築 ※三重県相可高校との交流活動(料理コンクール等)
【取組のために連携した機関等】
JA、商工会、市内小学校、民間企業、市長部局、県外高校 市商工観光課



テーマ：高齢者×イキイキプロジェクト

④ **高齢者による地域貢献の促進「アクティブシニア活動推進モデル」**：地域で元気に活躍している高齢者による「Gちゃんサミット」～まだまだ元気！おらがまちを応援し隊！
→ 高齢者の仲間づくりや地域間交流、多世代(小学生～高校生、養護学校)との交流につながる
→ アンコール開催では市外からの参加者も増え、県との共催や隣県との連携事業に発展
【取組のために連携した機関等】
小中高校、社会福祉協議会、高齢者大学、養護学校、民間企業、老人クラブ、婦人会、県地域振興局

「交流をキーワードにした中山間地の集落活性化支援」 ～新潟県小千谷市の取組～

(公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム取組事例)

背景：人口の過疎化、少子高齢化、新潟県中越大地震により、中山間地域の集落は活力低下、後継者不足、集落の維持機能低下にもかかわらず、**自治公民館的分館は、活動マンネリ化、活動数減少。**



(課題解決のために目指す成果)
公民館のしかけにより、集落の課題解決の能力を高め、集落住民の内発を促し、主体的な集落活性化の活動に取り組む人材を育成し、集落住民の経済的・精神的な活力を生み出す。

主な取組

市内のモデル集落を対象に、取組内容を「交流」「体験」「拠点」のテーマに分けて、集落の活性化支援の学習機会を展開。

交流

① **「まちあるき」の実施 ～地域の価値を認識～**
集落外からの参加者も募り、「まちあるき」を行い、集落の成り立ちや言い伝えなどを学ぶ。また、ワークショップで「まち歩きマップ」を製作。
② **職員研修の受け入れ**
市の新採用職員研修で、集落住民との対話する機会を設け、今後の業務に活かすきっかけをつくる。



住民活動の活性化、地域の再認識

体験

③ **教育体験旅行の受入先の強化**
ホームステイ(民泊)による小・中学校の宿泊教育体験をさらに充実させるために、郷土料理の実習や食物アレルギー等の学習会、関東地方の教育体験旅行実施への訪問などの取組を実施。

生きがいつくり、集落活動の自信

拠点

④ **「わかとち楽校」の開催**
集落と交流する実践者との勉強会を実施。
⑤ **アグリビジネスプロジェクト**
6次産業に取り組む農業者から、農産物加工の製造や販売に関する基礎知識を学習する機会の提供や、農業者と消費者との交流会の実施。



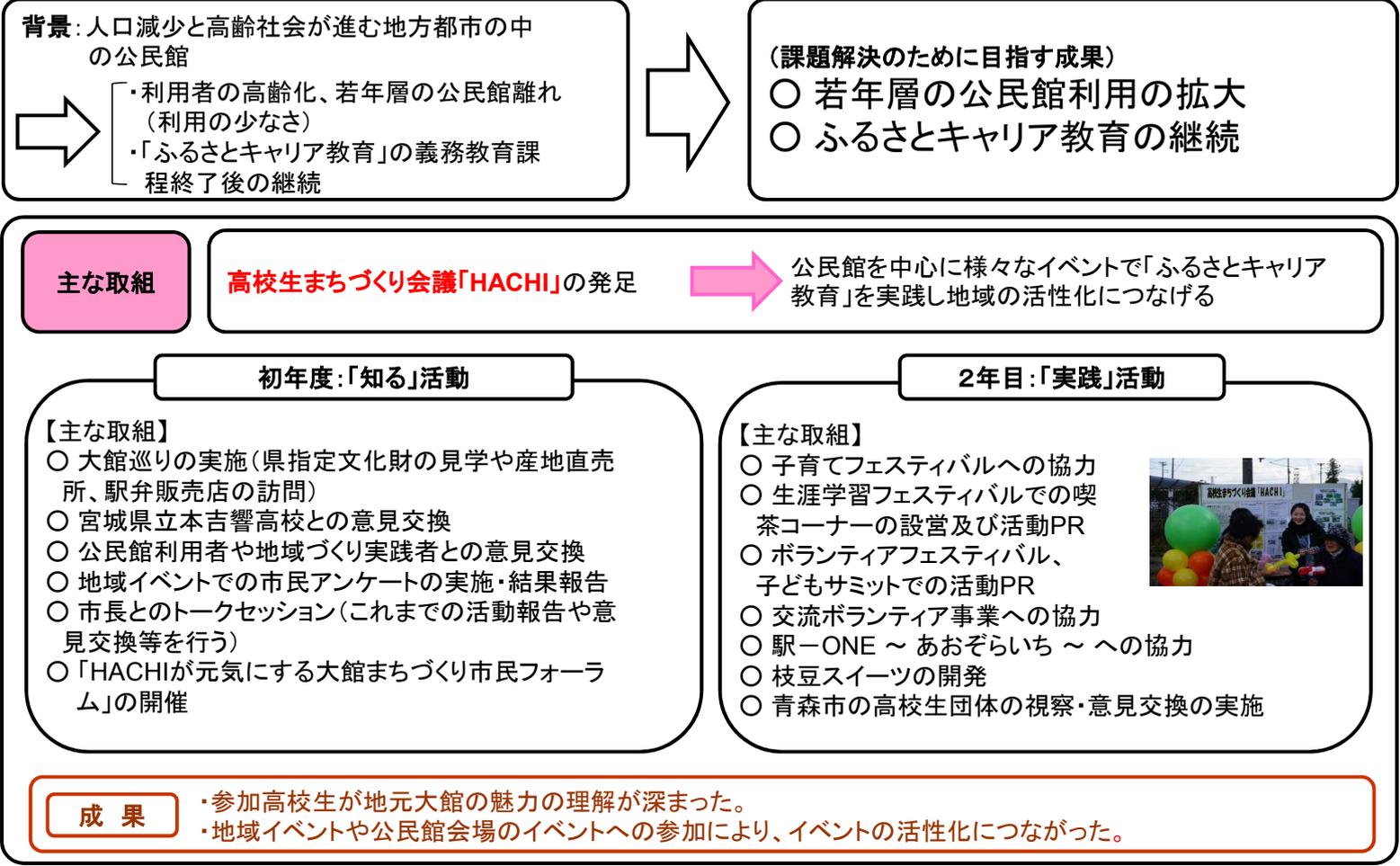
里で生きていく思想・哲学、未来へのヒント

成果

- ・集落の後継者等の若者が中心となって、今後の活動を展開。
- ・取組が集落住民の「気づき」を生み、行動力の糧となった。
- ・地域課題解決に対応する行政内部の役割分担が明確になった。(学習活動は公民館、実践は担当部局)

市内の他の中山間地域へ広めていく

「公民館活動を通じて高校生が中心となって進めるまちづくり」 ～秋田県大館市の取組～
 (公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム取組事例)



第6期生涯学習分科会における議論の整理(H25. 1)

第1章 今後の社会教育行政等の推進の在り方

○近年の社会教育の成果

- ・ 学校教育との連携・協働による地域コミュニティの形成
- ・ 家庭教育における学習機会の提供と地域人材の育成
- ・ 生涯学習社会の構築に向けた寄与(多様な学習機会の提供等)

○社会教育行政が抱える課題

- ・ 地域コミュニティの変質への対応(コミュニティ再生への対応が不十分)
- ・ 多様な主体による社会教育事業の展開への対応(様々な課題への対応が不十分)
- ・ 社会教育の専門的職員の役割の変化への対応(社会教育主事減少による十分な活動が困難)

➡ 『従来の①「自前主義」から脱却し、②ネットワーク型行政の推進を目指す』=「社会教育行政の再構築」

①地域社会を担う人材の育成(地域人材の育成・確保、専門的職員の資質向上 等)

②首長部局・大学等・民間団体・企業等との連携・協働の推進

➡ 国の役割: 先進的取組みの支援・制度改善、社会教育主事の養成・配置などの総合的検討。

第1章 社会教育行政の推進体制の在り方について

1. 社会教育行政と教育委員会制度

社会教育に関する事務は、教育委員会が所管

教育委員会制度の趣旨(教育の特性への配慮)

①政治的中立性

→個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育の内容は中立公正であることは極めて重要。

②継続性・安定性の確保

→憲法第26条で保障されている教育の機会均等の原則の実現を目指して、多種多様な学習機会が提供されることが必要。

③地域住民の意向の反映

→地域住民に身近で関心の高い行政分野であり、公正な民意の反映が必要。

2. 社会教育行政の現状と課題

○学校教育行政との連携

- ・学校教育行政と社会教育行政の連携がよりよい教育や学習効果を上げる上で必要不可欠。
- ・子供たちの教育環境の向上や学校教育の充実、学校運営の円滑化。
- ・地域住民にとって学習機会の拡大。
- ・教員自身の資質向上や適切な人材確保・配置の円滑化。

○「人づくり」の観点からの総合的な学習機会の提供 社会教育が教育委員会の所管により 他方・・・

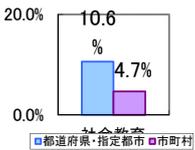
- ・地域の課題に対し、教育という視点から総合的に施策を取り組むことが可能。
- ・多種多様な学習機会の提供による地域課題に取り組む多様な人材の育成。

- ・公民意識の醸成や現代的な地域課題に関する学習成果の活用への支援についての一層の充実が必要。
- ・首長部局が所管する多様な行政分野との連携が不活発。

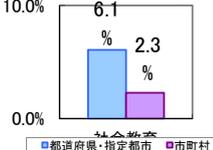
3. 社会教育に関する事務の所管についての今後の方向

○社会教育は近年、首長部局との関係も深く、地方自治法第180条の7の規定に基づき、首長部局に補助執行、事務委任されている例も見られる。

教育委員会から首長部局への補助執行



教育委員会から首長部局への事務委任



(出典) 教育委員会の現状に関する調査 (平成23年度間)

- 学校教育との連携の観点から、学校教育行政と一体として担当する利点が多い。
- 一方、自治体の組織編成における自由度拡大の観点から自治体の判断により、選択制とするなど弾力化を図っていくことも一考に値する。

いずれの場合であっても、教育の特性について配慮する仕組みが必要。

第2章 社会教育主事の在り方について

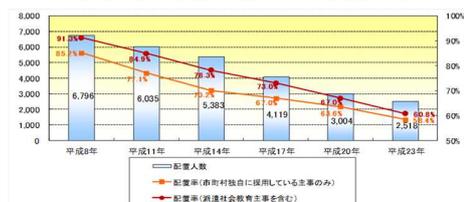
1. 社会教育主事の現状と課題

○社会教育主事は、法律上、必置とされているにもかかわらず、設置率、人数は減少。
○平成24年7月に全国市長会が「社会教育主事の必置規制の撤廃」要望を提出。

○地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境醸成を図っていくためには、**社会教育主事が関係施策におけるコーディネーター等の役割を果たすことが重要。**

引き続き必置を原則とするのが望ましい。

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



(出典) 社会教育調査

2. 社会教育主事の今後の在り方

○社会教育主事の職務は多岐にわたるものの、その役割や職務に関する首長や地域住民の認知度は低い。

○社会教育主事が自らの果たすべき職務を明確に認識するとともに、意識的に首長や地域に対して発信していくことが必要。

- ✓地域の多様な専門人材や資源をうまく結びつけるとともに、地域活動の組織化支援を行い、地域住民のあらゆる学習ニーズに応えていく。
- ✓社会教育主事の素養は他の行政分野でも有用。学校教育行政と首長部局の多様な行政分野との連携が一層推進。

3. 社会教育主事の資質・能力を養成する仕組みの構築

○カリキュラムの抜本的見直しの検討が必要。

講習

- ✓講習は基礎的共通的内容。
- ✓社会教育主事として任用された後、それぞれの属性に応じた現場研修の充実。
- ✓カリキュラム内容について、国立教育政策研究所社会教育実践センターで見直し。

研修

- ✓遠隔講義の充実。
- ✓ICTを活用した効果的な遠隔研修の教材プログラムの開発。
- ✓放送大学をはじめとした通信大学を行う大学における開設科目の活用。

4. 社会教育主事資格の活用

○社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事としての経験は幅広く活用することが可能。

◆首長部局への配置による他の行政分野との連携・協力の円滑化 ◆社会教育主事経験者や有資格者のキャリアパスの構築

○他の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みについての検討が必要。

○「社会教育士」、「地域教育士」という資格を民間レベルで創設し、それらの資格を有する人に社会教育行政以外の様々な場面で活躍してもらうことを容易に。

家庭教育支援に関する 参考資料

- ◎ 教育基本法や社会教育法等の改正により、「家庭教育」や「家庭教育支援」に関する内容を充実
- ◎ 教育振興基本計画において、「家庭教育支援」を重点施策として位置づけ

(1) 教育基本法の改正(平成18年12月)

…「家庭教育」に関する独立規定の新設

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(2) 教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定)

…特に重点的に取り組むべき事項として、「家庭教育支援」を位置づけ

子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、専門家等が連携しチームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組が実施されるよう促す。

(3)家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書

家庭教育支援の推進に関する検討委員会(生涯学習政策局長の私的懇談会)
報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」(平成24年3月)

<報告書URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1306958.htm>

○ 報告書(平成24年3月)の概要

<現状と課題>

- 子育ての自信や対処能力の不足、発達段階に応じた子どものかわり方がわからない
→ **子の誕生から自立までの切れ目のない支援**が必要
- 家庭が孤立化が進み、困難な課題を抱え込み、児童虐待など問題が深刻化
→ 課題を抱える家庭に対して、**届ける支援(アウトリーチ)と福祉等との連携**が必要
- 引きこもりなど、子どもの社会性や自立心が育ちにくい
→ **多様な世代が関わり合う社会**で、子どもの育ちを支えることが必要

現代社会は親子の育ちを支える人間関係の弱まりや子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題など、
家庭教育が困難になっている社会との認識が必要 → **地域の取組の活性化が必要**

<基本的な方向性と具体的な方策>

方向性① 親の育ちを応援する

- ・親の育ちを応援する学習プログラムの充実
- ・多様な場を活用した学習機会の提供
- ・将来親になる中高生の子育て理解学習の推進
- ・子どもから大人までの生活習慣づくり

方向性② 家庭のネットワークを広げる

- ・家庭を開き、地域とのつながりをつくる
- ・学校や家庭、地域の連携した活動の促進

方向性③ 支援のネットワークを広げる

- ・地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及
- ・課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり
- ・人材養成と社会全体の子育て理解の促進
- ・保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携

(4)第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

【基本的な考え方】

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策20に掲げた取組とあいまって、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、**親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。**
- また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、**課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。**

【主な取組】

22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- ・家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、**小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。**
また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた**体験型学習プログラムの開発・普及を促進する。**さらに、**公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。**
加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。

- ・家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。
また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。

22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- ・働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子どもの生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。

【成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)】

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

(成果指標)

⑥家庭教育支援の充実

- ・全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施(家庭教育支援チーム数の増加)
- ・家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的な生活習慣の改善

(5)「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理(平成26年3月)

○家庭教育に関する課題

身近な学びや相談の機会が乏しい

- ・保護者が、他者との交流の中で、家庭教育に関する生きた知識・ノウハウ、考え方を身につける機会が乏しい
- ・インターネット等の発展により、情報過多になり、必要な情報の取捨選択が困難

家庭と地域のつながりの希薄化

- ・社会に対して閉じた家庭教育は、保護者の過度な負担や、子供への過保護・過干渉につながりやすい
- ・経済的困難、虐待、不登校など家庭だけで解決できない課題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難となるケースもある

○家庭教育支援チームの業務・特性

・家庭教育支援チームは、保護者への寄り添い支援、家庭と地域・学校などとのつながり支援を行うために、主として以下のような業務が期待される

①保護者への学びの場の提供

- ・保護者に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応

②地域の居場所づくり

- ・地域資源を活用した、親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や、日常的な交流の場の提供

③訪問型家庭教育支援

- ・地域社会から孤立した家庭に対して、家庭訪問等により、個別に情報提供や相談を行い、学びの場や地域社会への参加を促す

チームには、子育て経験者など保護者と同じ目線で寄り添う「当事者性」、地域の課題を共有し、地域の身近な存在としての「地域性」が重要であり、業務によっては、一定の「専門性」も望まれる

○チームの組織・運営・人材養成等

・チームは、その特性に応じた、組織・運営・人材養成が必要

組織・運営

- ・信頼性を高める観点から、活動拠点の確保のほか、チーム員の身分・活動内容の明確化や定期的な集まり等についての決まりも重要
- ・特に訪問型支援を行う場合には、トラブル防止の観点から、守秘義務など情報の取扱い、問題への対処の仕方等について最低限の方針やルール作りが必要

人材養成

- ・都道府県等による専門的な研修の他にも以下のような研修が求められる
 - ①地域単位での実践的な「地域密着型」の研修
 - ②チーム員全体が、顔を合わせて行う「グループ型」の研修
 - ③被支援者が支援者側に回る「循環型」の研修

行政と連携したルール作りや取組の実施

家庭教育学級等を活用した新たな人材養成システムの検討

今後の検討課題

- ①保護者の学習プログラムの普及等、②多様な主体が参画するための取組、③訪問型家庭教育支援の手法、④新たな人材養成システム、⑤生活習慣づくりの支援、⑥支援の効果の検証及び普及啓発方策

全ての家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を図る

(6)関係する近年の答申等(抜粋)

【子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)】

1 教育の支援

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

(2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

【教育再生実行会議第6次提言「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について(平成27年3月4日)】

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

(貧困家庭への支援)

○国、地方公共団体は、貧困家庭の子供の適切な生活環境を確保するため、教育、福祉、労働行政が密接に連携しながら、地域人材等の協力も得て、保護者への学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくりなどの家庭教育への支援や、家庭の状況に応じた生活資金等の支援、子供の食生活や健康状態に対する援助、保護者に対する就労支援などの取組を一層推進する。

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

(地域、家庭の教育力や、スポーツ・文化をいかした地域活性化)

○国、地方公共団体は、三世同居・近居への支援を行うなど、若年層の定住や家庭教育支援の充実を進めながら、多様な年齢層の中で地域の教育力を高める取組を推進する。

【少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～ (平成27年3月20日閣議決定)】

③子育て(関連:重点課題(1)(2)(3))

<子供の健やかな育ち>

地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備学校支援地域本部や土曜日の教育活動、放課後子供教室等の実施により、地域ぐるみで学校を支援し子供たちを健やかにはぐくむ活動を推進するとともに、豊かなつながりの中で家庭教育支援が行われるよう、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

【川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策(平成27年3月31日)】

(3)家庭による子供の見守りの重要性と、課題を抱える家庭に対する、教育と福祉等が連携した支援の充実

(学校・教育委員会からの取組)

○文部科学省では、子供の貧困対策大綱等を踏まえ、教育と福祉等をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置充実を進めている。スクールソーシャルワーカーが子供やその家庭が抱える問題について、学校と関係機関を積極的につなぐ支援体制を構築することにより、課題の早期対応に取り組んでいく。

また、家庭教育支援チーム等の組織化を促進し、身近な地域における子育てや家庭教育に関する相談対応、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会の提供、訪問型家庭教育支援等の取組を充実していく。

○各地方公共団体等においても、スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援チーム等について、その配置等の促進と十分な活用を進めていただきたい。

(7)家庭教育支援の取組 (「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」で実施)

身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る。

子育て経験者など地域の多様な人材

地域人材の養成

子育てサポーターリーダー等の養成

- 支援活動の企画・運営、
- 関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

連携の仕組みづくり

家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

- 学習機会や親子参加行事の企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生委員、児童委員、保健師 等



学校等を活動拠点に支援内容を検討

家庭教育を支援する様々な取組を展開

学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会、親子参加行事等の実施

【講座例】

- 小学校入学時講座
- 思春期の子供の心の理解
- 父親の家庭教育参加促進
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策



中学校内での親子携帯講座

情報提供や相談対応

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応を実施

【支援活動例】

- 家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応
- 企業訪問による出前講座
- 空き教室を活用した交流の場づくり

家庭教育支援拠点機能の整備

家庭教育支援員の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

【家庭教育支援員例】

PTA経験者、元教員、元保育士、民生委員、児童委員 等

平成27年度「学校・家庭・地域連携協力推進事業」における家庭教育支援実施状況

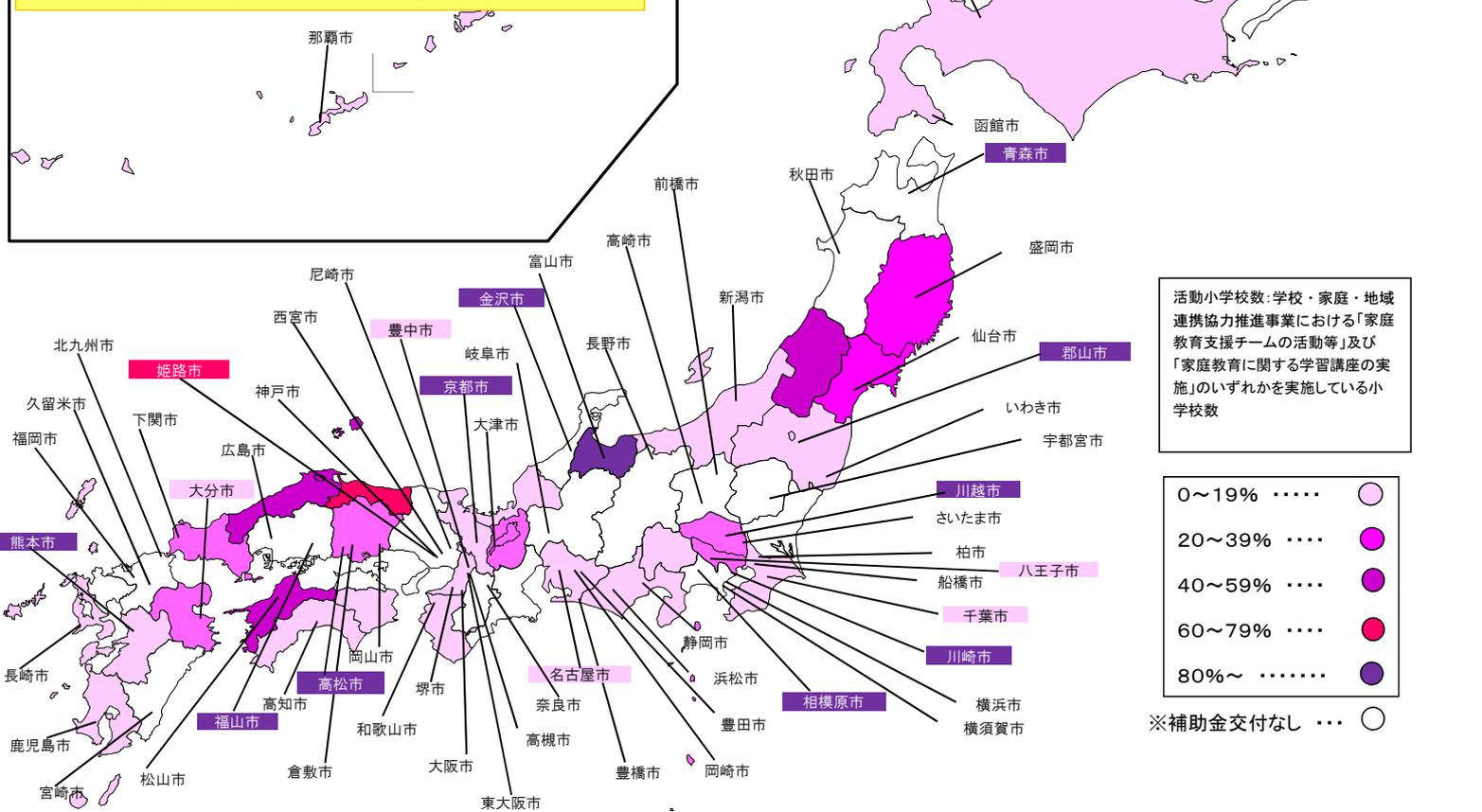
自治体名	市町村数	箇所数									
北海道	20	103	石川県	0	0	岡山県	16	114	千葉市	1	4
青森県	0	0	福井県	1	0	広島県	0	0	川崎市	1	113
岩手県	9	94	山梨県	7	0	山口県	8	120	相模原市	1	72
宮城県	14	45	長野県	0	0	徳島県	5	0	名古屋市	0	0
秋田県	0	0	岐阜県	0	0	香川県	0	0	京都市	0	0
山形県	35	150	静岡県	5	47	愛媛県	12	163	熊本市	1	94
福島県	13	17	愛知県	47	160	高知県	13	38	青森市	1	45
茨城県	0	0	三重県	0	0	福岡県	0	0	郡山市	1	58
栃木県	0	0	滋賀県	8	48	佐賀県	0	0	川越市	1	32
群馬県	0	0	京都府	6	51	長崎県	1	9	八王子市	1	5
埼玉県	63	214	大阪府	12	121	熊本県	6	41	金沢市	1	56
千葉県	1	0	兵庫県	0	0	大分県	9	91	豊中市	1	12
東京都	31	465	奈良県	0	0	宮崎県	0	0	姫路市	1	55
神奈川県	0	0	和歌山県	3	34	鹿児島県	5	57	福山市	1	77
新潟県	1	19	鳥取県	10	97	沖縄県	4	29	高松市	1	48
富山県	15	193	島根県	15	97				大分市	0	0

合計 409市町村
3,324箇所
(平成27年8月現在)

※市町村数には、都道府県による直接実施分を含む。
※箇所数は学習講座や家庭教育支援チーム等のいずれかの家庭教育支援の取組を実施する小学校数から算出。
※政令市、中核市は補助事業により実施している自治体のみ掲載。

平成27年度
学校・家庭・地域連携協力推進事業における
家庭教育支援の取り組みを実施している割合分布
図

※各都道府県及び政令市・中核市における設置小学校数のうち家庭教育支援の活動を実施している小学校の割合



活動小学校数:学校・家庭・地域連携協力推進事業における「家庭教育支援チームの活動等」及び「家庭教育に関する学習講座の実施」のいずれかを実施している小学校数



(8)家庭教育支援チームについて

趣旨・目的

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育の困難化や家庭の孤立化が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることを踏まえ、文部科学省では平成20年度より、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」の取組を推進。

チームの構成・業務

<チームの構成員>

都道府県等において養成された地域の人材(子育てサポーターリーダー等)を中心として教員OB、PTA等の教育関係者や民生委員、児童委員等の保健福祉関係者など地域の実情に応じて構成。

<主な業務>

保護者への家庭教育支援として主に以下の取組を行う。

- (1) 保護者への学びの場の提供
保護者等に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応
- (2) 地域の居場所づくり
地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や、日常的な交流の場の提供
- (3) 訪問型家庭教育支援
家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応

【ロゴマーク】



国からの支援

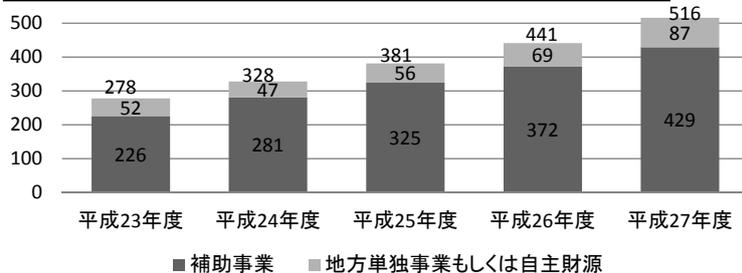
<補助事業による推進>

学校・家庭・地域の連携協力推進事業(1/3補助)において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動に係る経費を補助。

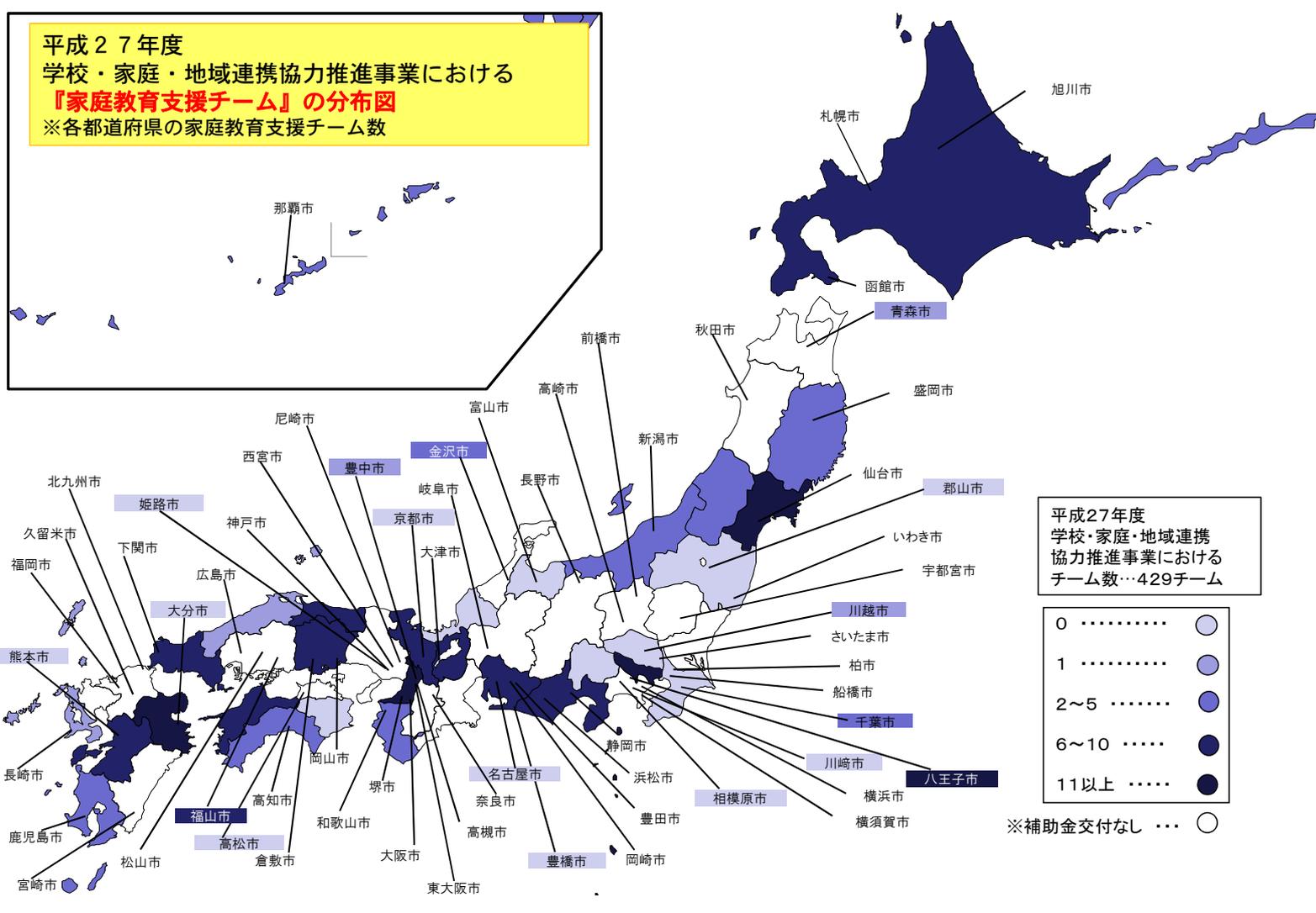
<チームの登録制度>

各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による各地域の取組の活性化促進に努めるため、文部科学省として、家庭教育支援チームの登録制度を実施。

家庭教育支援チーム数の推移※平成27年8月時点



平成27年度
学校・家庭・地域連携協力推進事業における
『家庭教育支援チーム』の分布図
※各都道府県の家庭教育支援チーム数



平成27年度
学校・家庭・地域連携
協力推進事業における
チーム数…429チーム

0	○
1	○
2~5	○
6~10	○
11以上	○

※補助金交付なし ... ○

家庭教育支援チームの取組事例①

地域人材による家庭教育支援チーム型支援

◆「だんぼの部屋」～学校のなかに誰でも気軽に立ち寄れる部屋をつくりました～
(新潟県南魚沼市家庭教育支援チーム)

【構成員】

家庭教育サポーター(民生児童委員等)、ボランティアリーダー(主婦)、PTA関係者など。
ここでは、単なる子育ての先輩、地域のおせっかい屋さんに変身して活動。

【活動の拠点】

小学校1階の一室。チーム員や読書ボランティア、地域の方などが常駐。
専用のブザーがあり、子どもや保護者、中高生などが気軽に立ち寄れる場所となっている。

【活動内容】

- 親子ものづくり教室、料理教室など楽しみながら交流を図る機会の提供
- 読み聞かせのコツなどを学ぶ図書ボランティア養成講座
- 発達障害や児童虐待対応などをテーマにした学習会の実施
- 朝夕の「一声・声がけ」訪問や「だんぼ通信」を届ける活動
- 学校や担任の先生と連携して心配な保護者の対応を検討

【効果】

- 親子で共同作業する楽しさや役立つ自分を発見できた。
- みんなが安心してつづやける場所、みんなの力が発揮できる場所ができた。
- 短い訪問時間でも回数を重ねることで、学校に足を運ばなかった保護者が「だんぼの部屋」や学校行事に来るようになった。また、校内に設置したことで、子どもの会話から状況理解ができ、学校との信頼関係を築くことができた。
- 1小学校区での実施から市内4小学校区に「だんぼの部屋」拡大



「だんぼの部屋」の様子

家庭教育支援チームの取組事例②

家庭を開き、地域とのつながりをつくる

◆気軽な集い・語らいの場となるカフェ形式の交流の場

(山形県村山市教育委員会、NPO法人ポポーの広場)

【カフェ形式の語り場の設立】

- ・平成19年度に、地域ぐるみで子育て家庭を支援しようと、子育て応援団を立ち上げた。
- ・子育て応援団から、市家庭教育推進協議会の下で支援チームとなった。それを機に、親たちが気軽に集い語り合える場を作ろうと取り組んできた。親たちをさり気なく適切にサポートするには、親子が足を運びたくなる楽しい語り場として「カフェ」が望ましいと考えた。
- ・親子と支援者がふれあう「カフェ」を定期的に開催しながら、いつか常設の「ひろば」を運営したいという思いがチーム全体に強まった。

【ひろばの運営(NPO法人格を取得)】

- ・平成22年に、村山市は新設の「親子交流ひろば」を民間に委託することを決めた。協議会解散後、任意団体として独自に活動しようと考えていたポポーのひろばは、NPO法人となり、念願の「ひろば」を運営することになった。支援チームであった時からの「子育て家庭に『ふれあい』と『学び』の機会を提供する」という目的はそのままに、「よりよい子育て環境の実現に向けて」という一回り大きな目的を加えて、自主企画も積極的に行っている。

【取組例や効果】

- ・母子だけのキャンプと、父子だけのキャンプを別々に行い、母性と父性の違いを知って互いに思い合った。地域や学生のボランティアがサポートし、感謝し合う場面も数多かった。
- ・子育て応援団は「くるみの会」として、ポポーのひろばの活動をサポートしている。



世代間交流カフェ



「親子交流ひろば」



母子だけのママチル・キャンプ



父子だけのパパチル・キャンプ

家庭教育支援チームの取組事例③

課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

◆地域人材からスクールソーシャルワーカーに！

～スクールソーシャルワーカーがリーダーの家庭教育支援チーム～

(和歌山県湯浅町家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」)

【経 緯】

スーパーバイザーの指導のもと、子どもや家庭の支援に経験豊富な元保育所長が、研修を受けてスクールソーシャルワーカー(SSW)となり、このSSWをリーダーとした家庭教育支援チームを結成。

【構 成 員】

子育てサポーターリーダー、SSW、元教職員、民生児童委員、保育士、保健師等

【活動内容】

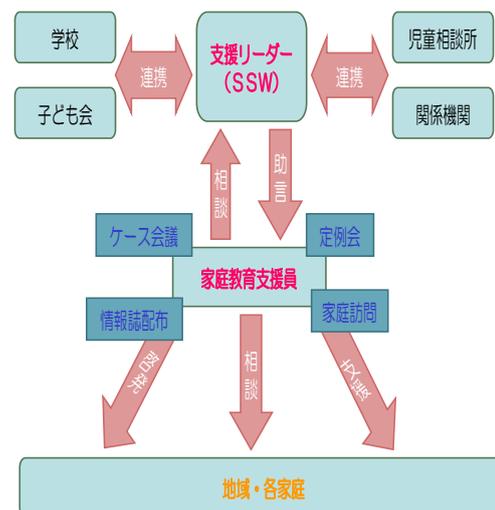
- 就学前の幼児、小・中学生をもつ保護者向け情報誌を毎月発行。町内を3地域に分け、小・中学生の全家庭を訪問し、早期対応。
- 保護者や学校からの相談に対して、学校・教育委員会・支援チームなどでケース会議を行い、効果的な支援方を検討。

【効 果】

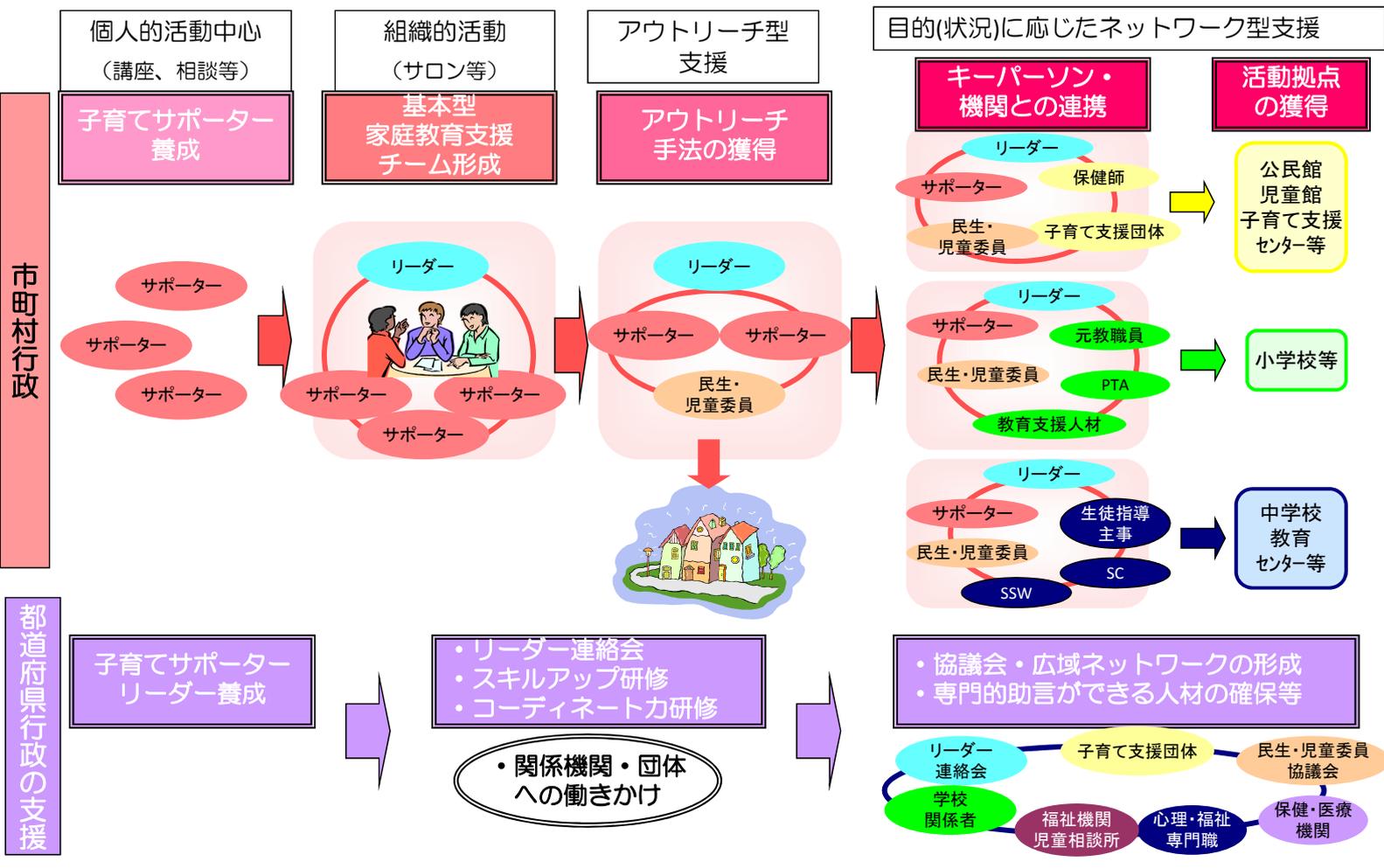
※SSWや支援チーム員が学校と保護者のパイプ役として大きな役割を果たし、家庭訪問の際、学校での子どもの様子を保護者にさりげなく伝えることで、保護者の学校に対する理解が進み、信頼関係も築けるようになってきた。

※学校にとっても、子どもの家庭内での様子を知ることができ、生徒指導上の課題解決にもつながっている。

SSWと家庭教育支援員

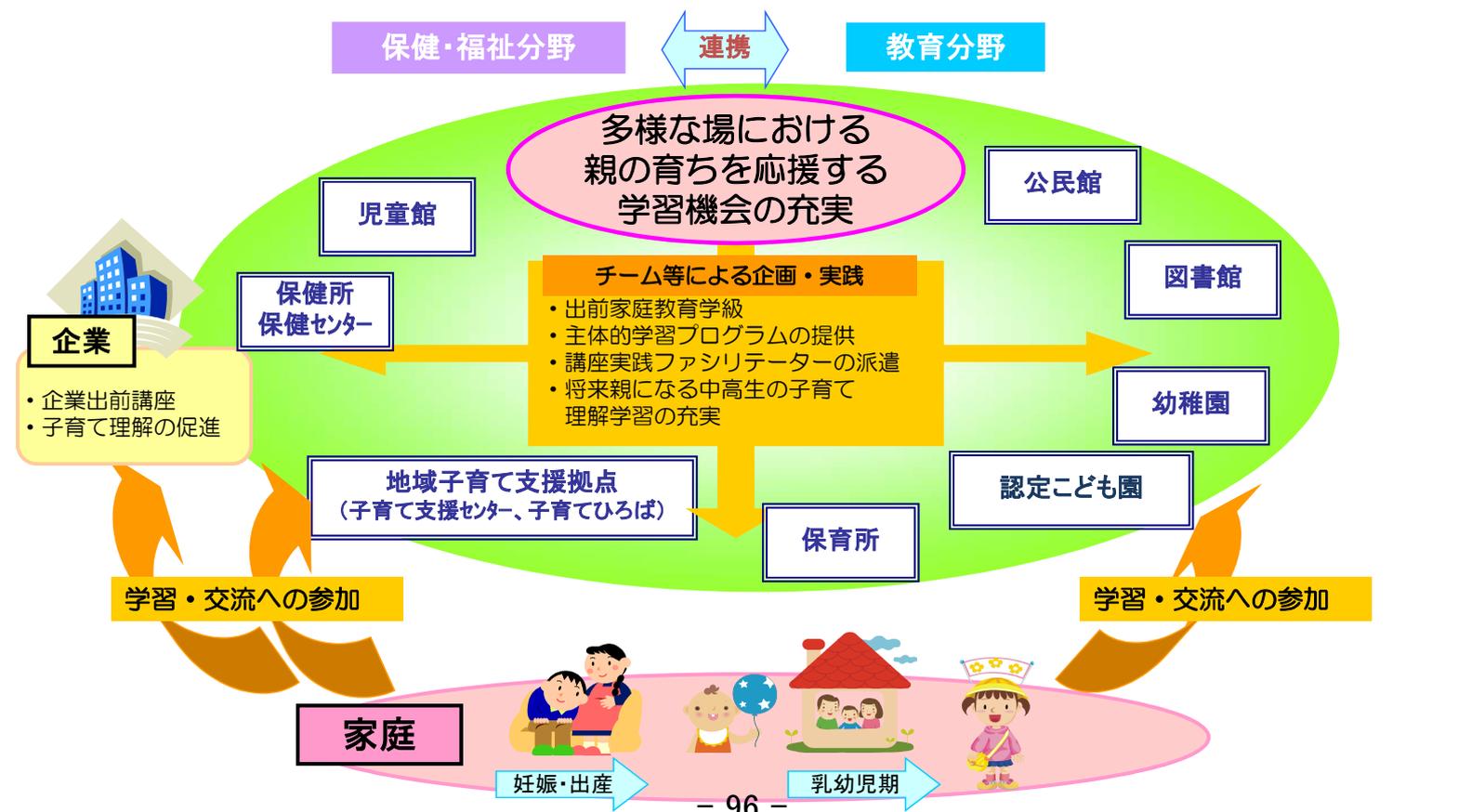


◆家庭教育支援チームイメージ図 ①家庭教育支援チーム形成へのプロセス



②乳幼児期の子育て支援の充実 (乳幼児期)

【主なねらい】 ○親の育ちを応援する学習機会の充実
親の育ちのための学習プログラムの充実、多様な場を活用した学習機会の提供、将来親になる中高生の子育て理解学習の充実
○保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携

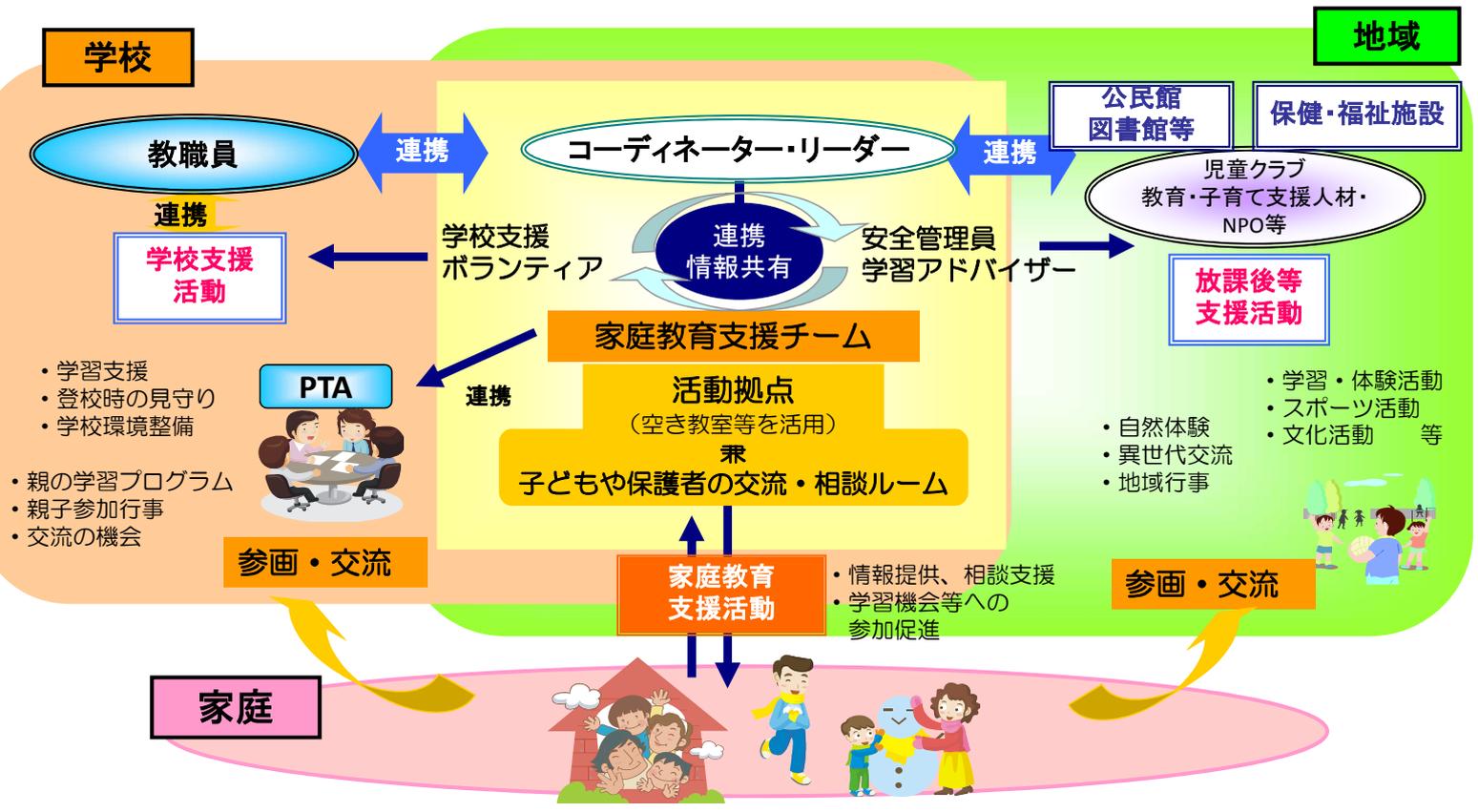


③家庭教育支援チームによる仕組みづくり

【学校・家庭・地域連携型】

(学童期)

【主なねらい】 ○学校・家庭・地域の連携した活動の推進
○地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及

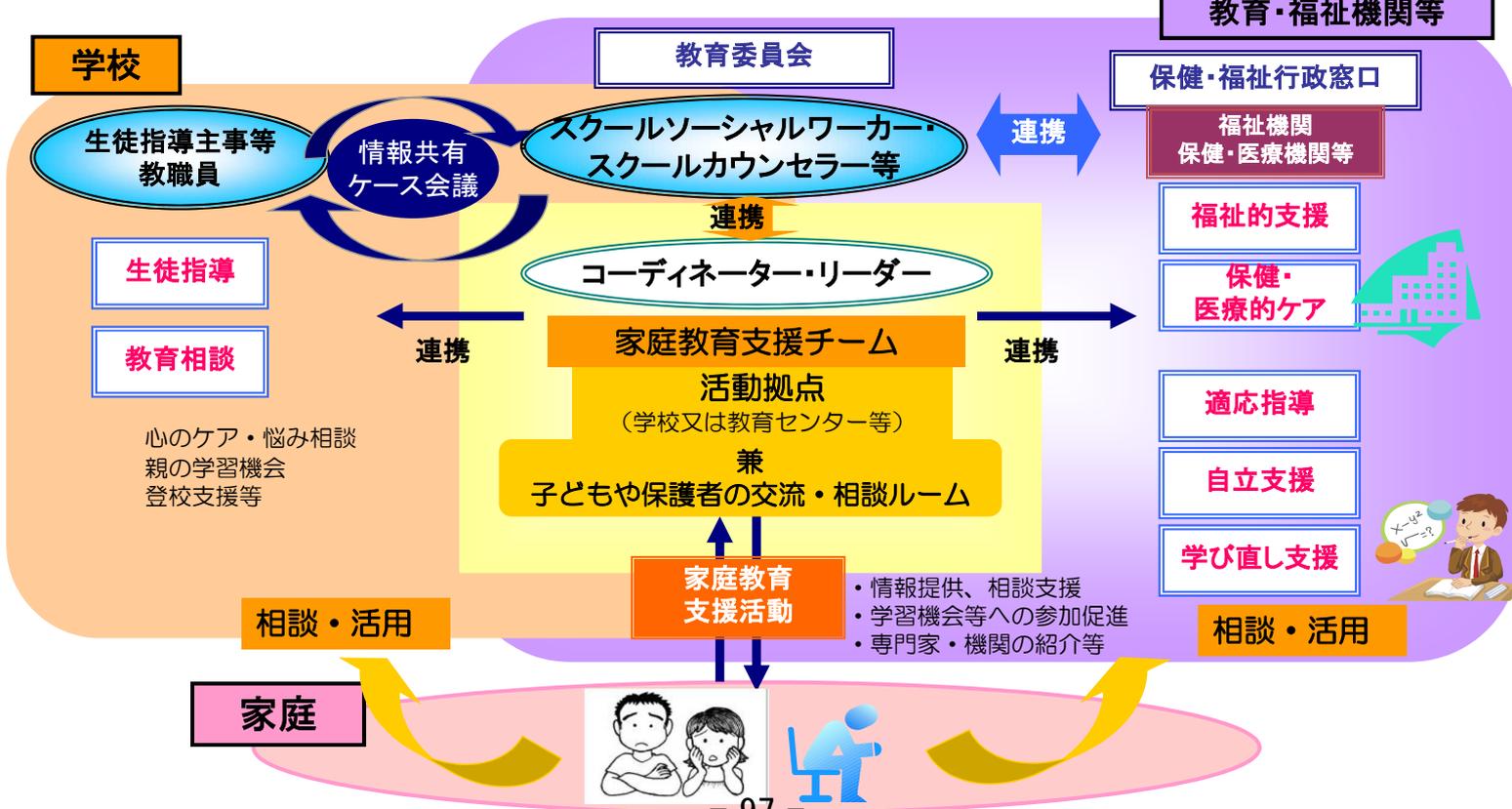


④家庭教育支援チームによる仕組みづくり

【問題予防・早期対応型】

(学童期～思春期)

【主なねらい】 ○課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり
・家庭教育支援活動と学校との連携の推進、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携
・高校中退者の家庭に対する支援



(9)訪問型の家庭教育支援について

地域人材の活用や学校・福祉との連携によるアウトリーチ型家庭教育支援事業

【新規】平成28年度要求額 101百万円

背景

ひとり親家庭や経済的問題により家庭生活に余裕がなくなっている家庭が増加している。また、地域のつながりの希薄化などによって、子育て家庭は、子育てについて悩みや不安を抱えて孤立しがちな状況にある。こうした中、経済的困難、児童虐待、不登校等の様々な問題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難になっている家庭もある。

事業の目的

アウトリーチ型支援を行う地域人材の発掘、養成、活動の場の提供を一気通貫で行い、スクールソーシャルワーカーや地域の人材、保健・福祉部局等と協働した、家庭教育支援チーム等による訪問型支援等の幅広い支援を行うアウトリーチ型の家庭教育支援体制を構築し、家庭や子供を地域で支える取組を推進する。

事業の概要

文部科学省

- 事業の選定・評価 ○実施に対する助言
- 取組の全国展開に向けた検討

委託

都道府県(7ブロック)

支援体制の構築



- 事業全体に係る総合調整、評価・助言
 - ・協議会を設置し都道府県レベルでの関係機関等との連携・協力の推進
 - ・各地域における取組に対する評価・助言
- アウトリーチ型家庭教育支援員の養成
 - ・各地域における取組の中核となる人材を対象に、必要な知識・ノウハウ等を身につけさせる養成講座を実施

再委託・人材養成

市町村(6箇所)

各地域におけるアウトリーチ型家庭教育支援の実施



各地域における訪問型家庭教育支援の実施イメージ

1. 訪問型家庭教育支援チームの編成

- 都道府県において研修を受けた訪問型家庭教育支援員を中心に家庭教育に関する一定の知識・経験を持った人材で構成。
- アドバイザーとして、学校教育、社会福祉、心理学等に関する専門的資格を有する者を配置することが望ましい。
- 訪問員は、家庭教育のほか、学校教育、社会福祉、心理学等に関する一定の知識・経験を持った人材を配置。



2. 関係機関とのネットワーク構築

- 市町村教育委員会、学校、福祉、医療、母子保健機関、地域住民、民間団体(カウンセリング技術や家庭教育支援の実践的な知見・ノウハウのある団体)等の関係機関とのネットワークを構築
- 支援に関する役割分担、情報共有の仕方等の相互連携について調整

3. 具体的な支援の流れ

①家庭に関する情報収集・アセスメント

- 市町村教育委員会や各学校、保健福祉部局等からの情報提供・要請を踏まえ、支援について検討。(独自に広報や各家庭の訪問を行い被支援者を見つけるケースもあり得る。)
- 関係機関の協力を得ながら、家庭のアセスメントを行い、具体的な活動計画を作成(訪問時間、回数、方法、訪問メンバー等)。

②家庭訪問

- 訪問員は、活動計画に沿って、家庭訪問。
- 訪問後、チーム等で、訪問家庭に関する組織的な検討を行い、今後の訪問時の具体的な対応について話し合う。

③再アセスメント

- 教育委員会、学校、チームでモニタリングを行い、活動計画終了後、①チームによる活動の終了ないし継続、②教育委員会等での対応、③他の教育関係機関、福祉関係機関での対応等、今後の方針を決定(複数の対応を併行して行うこともあり得る)。

④ケースに応じた支援例

軽微なケース

(しつけ等に不安があり相談できる相手がいない等)

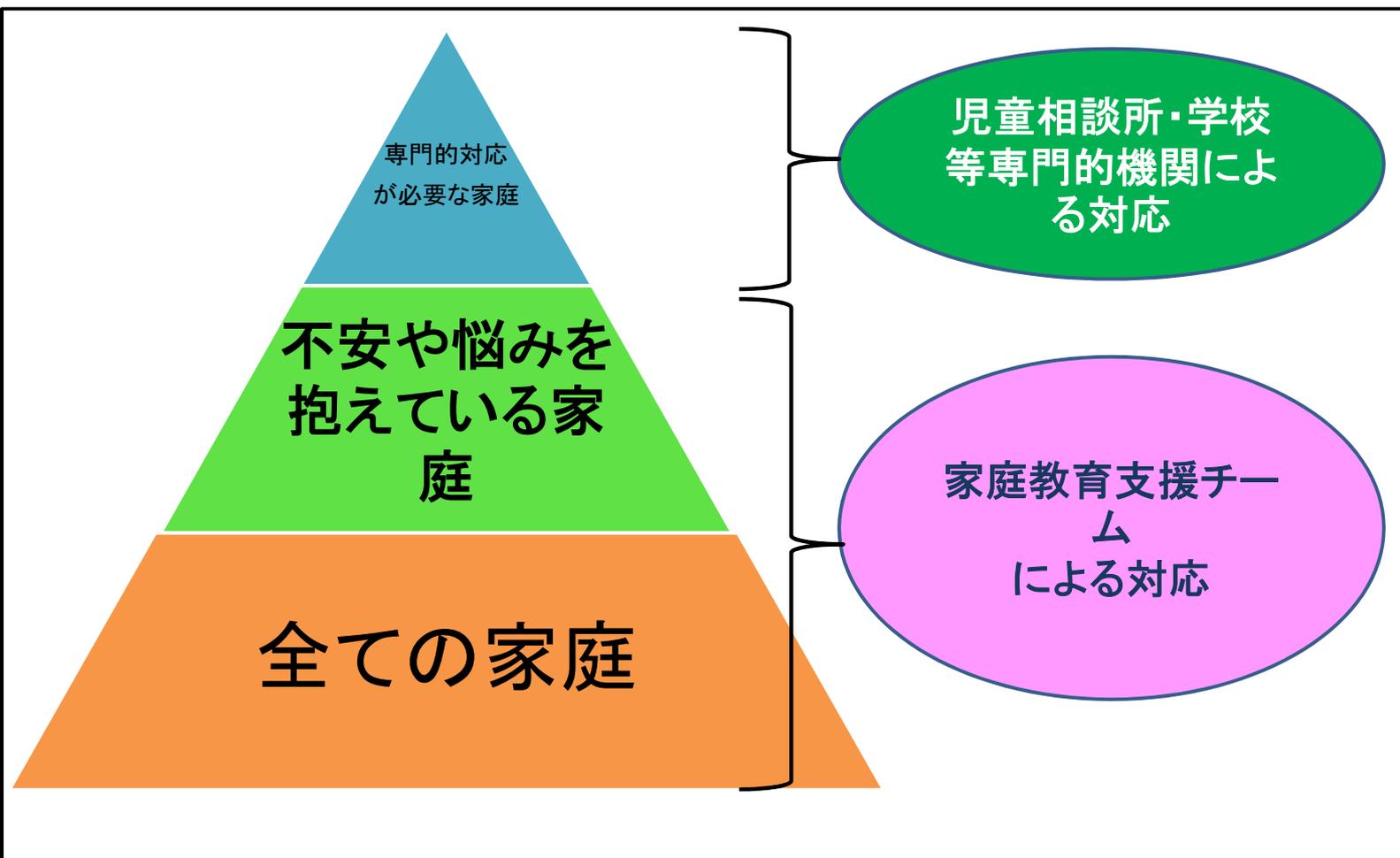
定期的に訪問支援を行うとともに、チームや教育委員会等が開催している家庭教育学級等を紹介し、保護者同士のつながりづくりや居場所への参画を促進。

重篤なケース

(不登校、児童虐待、経済的困難等)

保護者への継続的な相談支援を実施。
児童虐待の恐れがある場合は速やかに児童相談所に情報提供を行う。
経済的困難については福祉事務所や自立相談支援機関を紹介。

家庭教育支援チームの主たる支援対象範囲イメージ



家庭教育支援手法等に関する検討委員会について

<1 趣旨>

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭の孤立化等が指摘されるなど、社会全体による家庭教育支援の必要性が高まっている。

このため、平成25年度に「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を開催し、家庭教育支援チームの組織化、効果的な取組を行うための知見・ノウハウについて検討を行ったところ。

本年度は、この議論において今後の検討課題となっていた部分のうち、訪問型家庭教育支援の手法や訪問型家庭教育支援に関わる人材の養成を中心に検討することとする。

<2. 検討事項>

- (1) 家庭教育支援チームにおける訪問型家庭教育支援手法の在り方に関する検討
- (2) 訪問型家庭教育支援に係る人材養成に関する検討
- (3) その他、家庭教育支援の推進のために検討することが必要な事項

<3. 委員>

相川 良子	NPO法人ピアサポートネットしづや理事長
岩金 俊充	やまぐち総合教育支援センタースクールソーシャルワーカーエリアスーパーバイザー
川口 厚之	湯浅町教育委員会副次長・指導主事
小寺 康裕	東京都教育庁指導部主任指導主事
西郷 泰之	大正大学人間学部人間環境学科教授
廣末 ゆか	中芸広域連合保健福祉課長
松田 恵示	東京学芸大学芸術・スポーツ科学系教授・学長補佐
水野 達朗	一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事
森田 知世子	橋本市家庭教育支援チームヘステシア代表
八並 光俊	東京理科大学大学院科学教育研究科教授
◎山野 則子	大阪府立大学人間社会学部・人間社会学研究科教授
渡辺 顕一郎	日本福祉大学子ども発達学部教授

<4. 今後の予定>

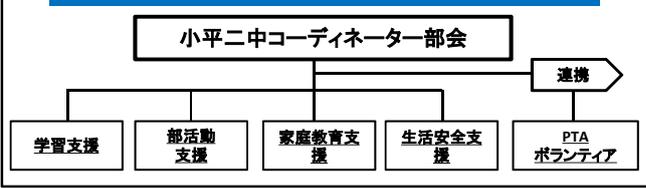
平成27年度中に、①訪問型家庭教育支援を行うためのマニュアル、②養成講座のひな形を作成。

(10)地域の人材による学校支援と家庭教育支援の連携した取組事例

小平市立小平第二中学校区(東京都)の取組概要

◆「小平地域教育サポート・ネット事業」として、学校支援ボランティア体制を導入し、「学習支援」、「部活動支援」、「家庭教育支援」、「生活安全支援」等の支援を実施。家庭教育支援では、先輩保護者の体験談を聞いたり、悩みを共有することで保護者の不安軽減に寄与するとともに、子供の進路等の情報共有を可能とする場の提供を実施。

小平二中 学校支援ボランティア体制



○成果○

学校支援地域本部事業の取組として、家庭教育支援の活動をすることで、保護者の不安軽減のみならず、学校・家庭・地域間の相互の情報共有の充実による相互理解の進展につながった。

湖南省立菩提寺小学校(滋賀県)の取組概要

◆「菩っこを育てる会」(学校支援地域本部事業)の取組の一つとして、家庭教育支援の取組を実施。家庭教育支援チーム「ほっとルーム」では、不登校傾向の児童の個別対応と保護者支援、保護者が悩みを共有できる場「ほっとサロン」の開設、保護者を対象とした勉強会や講演会の開催といった取組を実施。



「ほっとサロン」の様子

○成果○

家庭教育支援チームが、学校での子供の様子を保護者に伝えるとともに、保護者の悩みを共有し、学校側に橋渡しする取組を行うことで、地域による学校支援及び家庭教育支援の充実につながった。

- | | |
|----|-----------------|
| 学校 | ▶ 保護者への対応の充実 |
| 家庭 | ▶ 子育ての悩みや不安の解消 |
| 地域 | ▶ 地域人材の活用、地域の結束 |

それぞれ
にとって
メリット

地域力の結集・人的ネットワークの構築により地域社会全体が活性化

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部(仮称)の 効果的な連携・協働の在り方に関する参考資料

これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方(イメージ)

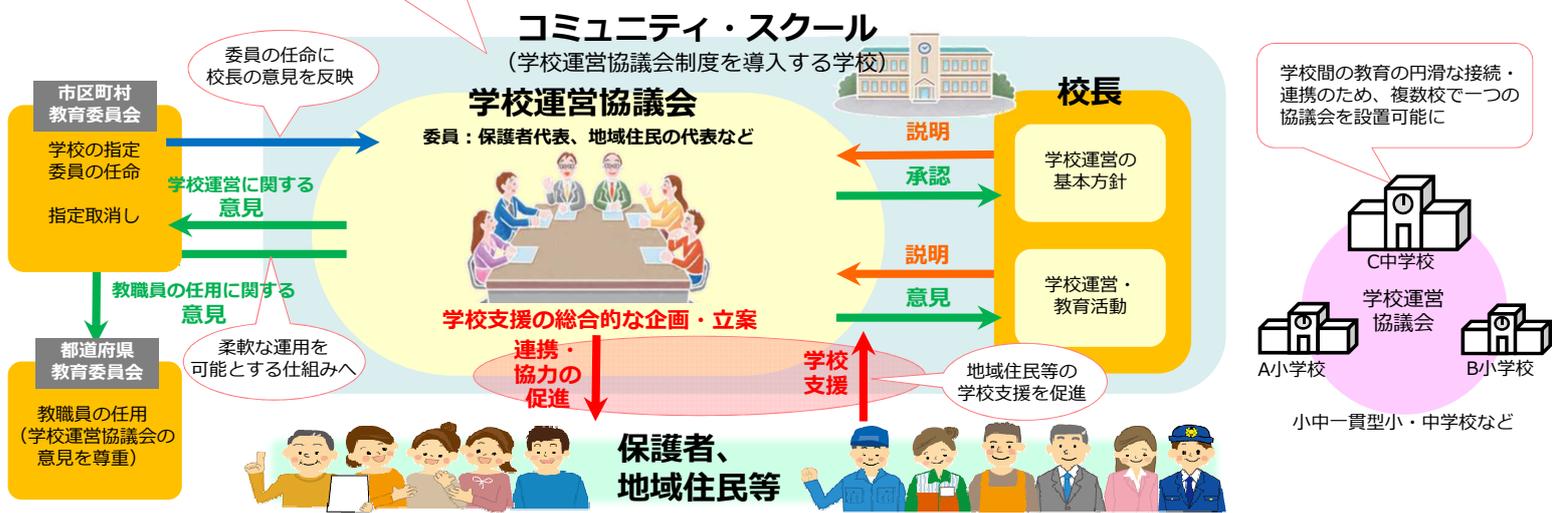
- 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『**地域とともにある学校**』へと転換。
- 学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する**観点から、コミュニティ・スクールの設置を一層促進。

基本的な
方向性

- 協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化
- 現行の機能は引き続き備えるとした上で、教職員の任用に関する意見は柔軟な運用を可能とする仕組みに
- 学校支援の総合的な企画・立案を行い、地域等における連携・協力を促進していく仕組みに
- 校長のリーダーシップ発揮の観点から、委員の任命に校長の意見を反映する仕組みに
- 小中一貫教育など教育の円滑な接続のため、複数校で一の協議会を設置できる仕組みに

<見直しのイメージ>

学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化



制度的
位置付け

- 全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを目指す**べきであり、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じる必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、**教育委員会が積極的に設置の促進に努めていくよう制度的位置付けを検討。**

コミュニティ・スクールの拡大・充実の姿(イメージ)

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展する主なメリット

- ・事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ・学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ・学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ・基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ・学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

地域が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築へ

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会制度を導入する学校)

より魅力的な仕組みへと
制度の在り方を見直し

2,389校
(平成27年4月1日)

◆コミュニティ・スクールへの過渡的な
段階(コミュニティ・スクール化)の
姿として捉えて推進

自治体類似の仕組み(〇〇型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について
協議し意見を述べる会議体

◆学校と地域の協働関係・信頼関係の
土台となる大切な取組

学校関係者評価委員会

全公立学校の約94%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

学校評議員制度

全公立学校の約80%で実施

学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校支援等の取組

公立小中学校の約59%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

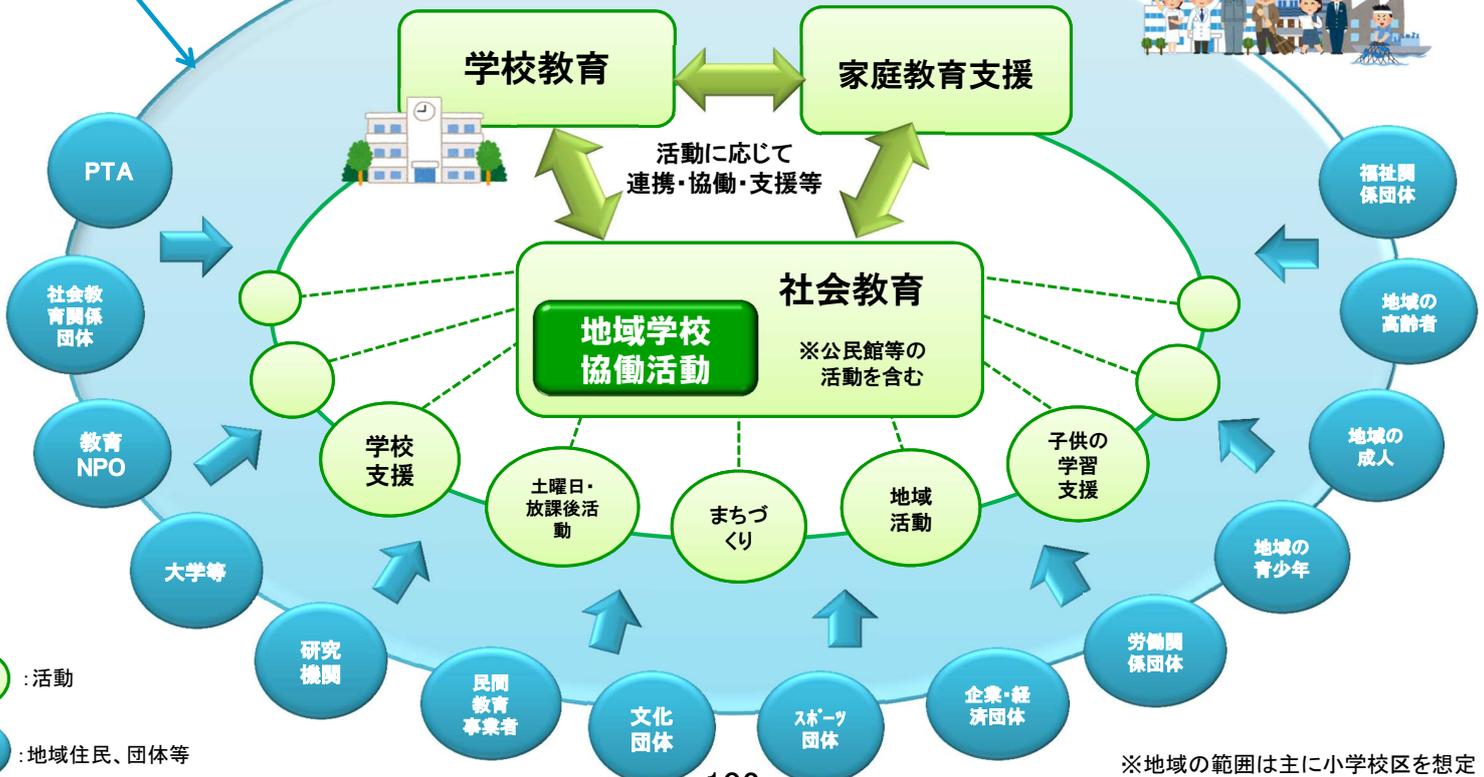
**学校・教育委員会が主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要
学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切**

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み(活動概念図)

◎ 時代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。

◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の再生・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成

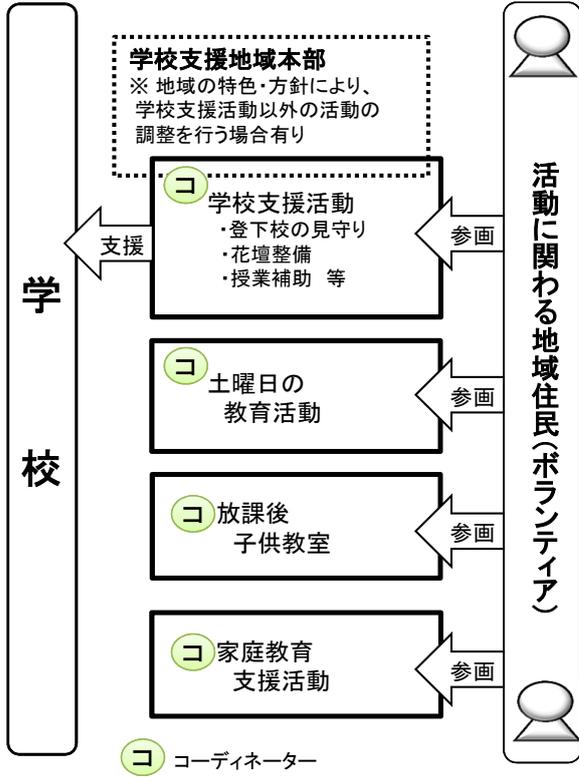


現在の地域における学校支援活動等の実施体制

地域(主に小学校区を想定)

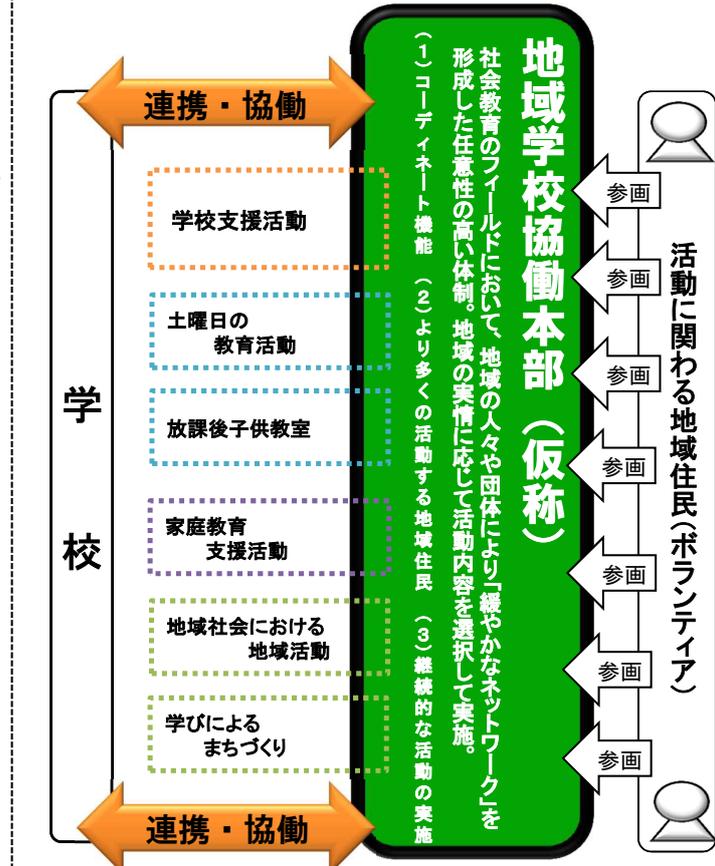
【これまでの課題】

- ・それぞれの活動ごとにコーディネーターがなされ、必ずしも横の連携が十分でない。
- ・コーディネーター機能の大部分を特定の個人に依存し、結果として、持続可能な体制がとられていない場合も多い。



今後の地域における学校との協働体制(地域学校協働本部(仮称))の在り方 ~目指すべきイメージ案~

地域(主に小学校区を想定)



・コーディネーター機能の充実
 ・「支援」から「連携・協働」へ
 ・個別の活動の総合化

学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制(イメージ案)

— パートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現 —

主に小学校区を想定

